

○補助金制度について

Q1	この補助金制度の概要を教えてください。
A1	市内で介護保険サービス事業所を運営する法人の業務効率化を図るために、ケアプランデータ連携システムの利用に必要なライセンス使用料や介護ソフト等の費用を補助します。
Q2	モデル地域づくりとは何ですか。
A2	千葉県内のモデル地域の一つとして船橋市が補助事業を実施します。船橋市内の居宅介護支援事業所と介護サービス事業所がケアプランデータ連携システムを導入することにより業務効率が向上する効果を期待し事業を実施します。

○補助対象者について

Q3	1法人あたり複数の事業所を運営している場合、対象はどうなりますか。
A3	事業所番号1つにつき、1ライセンスの導入が必要となりますので、事業所番号を保有している数が上限数となります。
Q4	対象となるサービス種類は何ですか。
A4	ケアプランデータ連携標準仕様の対象となるサービス種類が対象となります。詳しくはホームページやリーフレットで「補助の対象となるサービス種類」をご参照ください。

○補助対象経費について

Q5	いつからの経費が対象になりますか。
A5	令和6年4月1日以降に新たに利用開始したライセンス使用料と介護ソフト等の購入費用が対象になります。なお、申請期限は令和7年2月28日（必着）までとなりますので、十分にご注意ください。
Q6	令和6年度に更新した場合も対象になりますか。
A6	対象になりません。令和6年4月1日以降に新たに利用（導入）開始したものが対象になります。
Q7	介護ソフトについて、購入費と毎月の利用料どちらも対象になりますか。
A7	現在、ケアプランデータ連携システムを構築できる環境でない場合、介護ソフトの購入費や現在使用されている介護ソフトのアップデート費が対象になります。毎月の利用料は対象になりませんのでご注意ください。
Q8	来年度以降もライセンス使用料等の補助はありますか。
A8	今年度限りの事業につき、来年度は予定しておりません。
Q9	介護ソフト以外は何が対象になりますか。
A9	ケアプランデータ連携システムを利用するにあたり必要な経費が対象になります。Wi-Fiルーター等、Wi-Fi環境を整備するために必要な機器（機器の購入・設置のための費用）等が対象になります。ただし、通信費等は対象外とします。

○申請について

Q10	補助対象経費を支払ったことを確認できる書類等の写しとは何を提出すればいいですか。
A10	<p><b>【ライセンス使用料に関して】</b>  ⇒「請求書」または「介護給付費等支払決定額通知書」をご提出ください。  「請求書」は介護電子請求受付システムにアクセスして取得できます。請求書の出力方法は別添資料「電子請求受付システム（ケアプランデータ連携システムライセンス料請求書の取得方法）」をご確認ください。  「介護給付費等支払決定額通知書」はケアプランデータ連携システム利用申込の翌月または翌々月に振り込まれる介護給付費からライセンス使用料が差引されたことがわかるものを提出してください。別添資料「介護給付費等支払決定額通知書サンプル」を参照。「介護給付費等支払決定額通知書」を使用されるの場合、Q5のとおり令和7年2月28日までが申請期限となりますので十分にご注意ください。</p> <p><b>【介護ソフト等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費に関して】</b>  ⇒支払いしたことがわかる「領収書（写し）」をご提出ください。</p>
Q11	税抜か税込での申請を選択するのはなぜですか。
A11	<p>本市では、免税事業者である等一部の条件を除き、補助金の交付は税抜額で算定することとしています。</p> <p>税込額で補助金の交付を受けた場合、当該補助金の対象経費を含む会計年度の消費税申告の内容に基づき、交付した補助金の一部について返還が生じることがあります。</p>

○ケアプランデータ連携システムについて

Q12	ケアプランデータ連携システムとは何ですか。
A12	<p>居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。郵送やFAXの送付の手間が省けることや、転記ミスなどの書類不備の減少、業務時間の抑制による人件費等の削減が期待できます</p> <p>(参考) 公益社団法人 国民健康保険中央会 ホームページ  <a href="https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html#message_products">https://www.careplan-renkei-support.jp/message/index.html#message_products</a></p>
Q13	ケアプランデータ連携システムの利用（導入）方法がわかりません。
A13	<p>公益社団法人国民健康保険中央会が用意するヘルプデスクサポートサイトをご活用ください。ヘルプデスクサポートサイトでは、お申込み／お問合せ等に関する各種情報を、利用者様向けに提供しています。</p> <p><a href="https://www.careplan-renkei-support.jp/">https://www.careplan-renkei-support.jp/</a></p>
Q14	ケアプランデータ連携システムを利用している事業者を教えてください。
A14	<p>福祉・保険・医療の総合情報サイト「WAM NET（ワムネット）」のサイトをご参照ください。利用申請後1か月程度経過後の事業者がWAM NET（ワムネット）に掲載されています。<a href="https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top">https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top</a></p>